

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会
職員被服貸与規程

(平成14年規程第11号)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則（平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第8号。以下「就業規則」という。）第3条に規定する職員（以下「職員」という。）の職務執行に必要な被服の貸与に関する事項を定めることを目的とする。

(通常貸与)

第2条 被服を通常貸与される職員並びに貸与される被服（以下「貸与品」という。）の種類及び貸与期間は、別表に定めるところによる。

(着用期間)

第3条 貸与品に夏用、冬用の区分がある場合における着用期間は、原則として次に定めるところによる。

- (1) 夏用 5月1日から10月31日まで
- (2) 冬用 11月1日から翌年4月30日まで

(着用制限)

第4条 被服の貸与を受けた職員（以下「被貸与職員」という。）は、その職務を執行する場合のほかは、貸与品を着用してはならない。

(管 理)

第5条 被貸与職員は、貸与期間中の貸与品については、自費をもって管理をし、必要な補修を行い常に清潔を保たなければならない。

(処分等の禁止)

第6条 被貸与職員は、貸与品を他人に貸与し、又は処分してはならない。

(返 納)

第7条 被貸与職員は、退職等の事由によりその被服着用の資格を失ったときは、貸与品を返納しなければならない。

2 返納された貸与品を再度貸与する場合の貸与期間は、最初の貸与期間の残存期間とする。

(賠 償)

第8条 被貸与職員は、貸与期間中に貸与品を故意又は重大な過失により毀損又は亡失したときは、当該貸与品の相当額を賠償しなければならない。

(貸与品の支給)

第9条 貸与期間が満了した貸与品は、当該被貸与職員に支給するものとする。

2 貸与期間が満了した貸与品が、十分着用可能な状態で、かつ、事務局長及び被貸与職員の双方が新たな貸与を要望しないときは、会長は貸与期間を延長することができる。この場合においては、前項の規定は適用しない。

(臨時貸与)

第10条 職員に本来の職務のほか、他の被服の着用を必要とする職務に従事させる場合その他特別な場合は、通常の貸与品のほか必要な被服を臨時貸与することができる。

2 前項の臨時貸与を受けようとする職員は、事務局長に対し、臨時被服貸与申請・借受書（別記様式）によって行わなければならない。

(臨時被服貸与の返還)

第11条 被貸与職員は、臨時被服着用の必要がなくなったときは、貸与期間中にあっても速やかに当該貸与品を返納しなければならない。

(着用、管理、制限)

第12条 第4条、第5条及び第8条の規定は、臨時の貸与品にこれを準用する。

附 則 (平成14年規程第11号)

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規程第3号)

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第17号)

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第9号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

被服の種類	被服を貸与される職員	数 量		貸与期間	摘 要
作業服	一般職員その他会長が認める職員	上	1	必要とする期間	
		下	1		
長靴 ヘルメット 合羽	一般職員その他会長が認める職員	上	1	必要とする期間	
		下	1		
ユニフォーム	介助、指導等に従事する一般職員、医療職員その他会長が認める職員	上	1	3年	
		下	2	2年	
		シャツ	2	2年	
白衣一式 （これに準ずる服）	医療職員	2		3年	
その他 （その職員に必要とする服）	会長が認める職員	必要とする枚数		必要とする期間	

別記様式（第10条関係）

臨時被服貸与申請・借受書

年 月 日

春日井市社会福祉協議会事務局長 様

職名

氏名

印

次のとおり被服を臨時貸与してください。この貸与品の使用については、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員被服貸与規程の規定を固く守ります。

記

品 名	数 量	貸 与 期 間	理 由
		自 年 月 日 至 年 月 日	

上記貸与品受領しました。

年 月 日

職名

氏名

印